

意見書 野中公彦 平成25年9月30日  
(諮問番号：平成24年(行情)諮問第312号)

情報公開・個人情報保護審査会(以下審査会)に諮問庁から提出された「補充理由説明書」について以下に意見致します。

諮問庁から提出された「補充理由説明書」は、原処分(平成24年2月27日付け)を覆すものとなっています。

「補充理由説明書」は、原処分が違法であることを認めているが、それにもかかわらず原処分は、是正されておらず再開示されていない違法な状態となっている。すでに原処分(平成24年2月27日付け)から一年半が経過している。このことについて説明を求める。